

人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年新潟県条例第 9 号）第 4 条の規定により、令和 7 年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

公表の経緯及び趣旨

平成 16 年 8 月 1 日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成 17 年 4 月 1 日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者※から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年 9 月 30 日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

I 人事行政の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

令和 7 年度（R7. 4. 1～R8. 3. 31）の状況は、全体で退職者 1,327 人、採用者 1,781 人となっており、採用が 454 人上回っています。

① 退職者の状況

区 分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	43	47	13	0	0	103
普通退職	110	300	11	444	65	930
勸奨退職	14	49	1	93	1	158
死亡退職	2	3	1	7	4	17
その他	39	34	0	4	42	119
合 計	208	433	26	548	112	1,327

② 採用者の状況

区 分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競争試験	一般職員	大学卒	95	100	0	0	195
		短大卒	0	0	0	0	0
		高校卒	27	15	0	0	42
	警察官		0	0	0	81	81
選考	教育職員		0	0	639	0	639
	割愛※		5	11	0	54	72
	その他		118	274	49	266	752
合 計		245	400	49	959	128	1,781

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

(各年度4月1日現在)

部 門		職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由
		7 年度	8 年度					
一般行政	議 会	34	35	1	0	1	休業等職員の代替	
	総務企画	839	839	15	△ 15	0	防災業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	税 務	254	255	2	△ 1	1	税務業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	民 生	511	493	12	△ 30	△ 18	欠員補充による増加等	指定管理者への派遣職員の減
	衛 生	671	673	16	△ 14	2	廃棄物業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	労 働	86	85	0	△ 1	△ 1		業務執行方法の見直し等
	農林水産	1,518	1,525	23	△ 16	7	地域農政業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	商 工	228	226	3	△ 5	△ 2	商工業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	土 木	1,221	1,220	18	△ 19	△ 1	災害復旧業務の増加等	災害復旧業務の進捗等
	小 計	5,362	5,351	90	△ 101	△ 11		
特別行政	教 育	13,731	13,649	46	△ 128	△ 82	学級数の増加に伴う業務の増等	学級数の減少に伴う業務の減等
	警 察	4,692	4,683	0	△ 9	△ 9		警察官等の採用減
	小 計	18,423	18,332	46	△ 137	△ 91		
公営企業	病 院	3,264	3,228	82	△ 118	△ 36	県立病院の再編等	県立病院の再編等
	下水道	35	35	0	0	0		
	そ の 他	172	164	0	△ 8	△ 8		業務執行方法の見直し等
	小 計	3,471	3,427	82	△ 126	△ 44		
合 計		27,256	27,110	218	△ 364	△ 146		

※ 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

- 地方公務員法に基づき、任命権者ごとに、一般職の職員を対象に人事評価を実施しています。
- 評価の結果は給与、任用等人事管理の基礎として活用しています。

	人事評価の項目 評 価 の 基 準	評価期間	評価の手順
知 事 部 局 病 院 局 企 業 局 議 会 事 務 局 各 行 政 委 員 (会) 教 育 委 員 会 警 察 本 部	○実績評価及び能力評価の2面で評価を実施※1 ○実績評価：評価者は、被評価者が設定した目標等に基づき、被評価者が職務を遂行するにあたり挙げた実績を評価 ○能力評価：評価者は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、被評価者が職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価 ○実績評価及び能力評価ともに5段階の絶対評価	○4月1日から翌年3月31日まで※2 ○年2回（前期：4月1日から9月30日まで、後期：10月1日から翌年3月31日まで）評価を実施	○人事評価の項目、評価の基準をあらかじめ職員に明示 ○被評価者は期首に目標を設定 ○被評価者は期末に自己評価を実施し評価者に報告 ○評価者は被評価者の自己評価も踏まえ評価を実施 ○評価者は被評価者に対して評価結果を原則開示※3 ○評価結果に対する苦情処理の仕組みを設置

※1 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員は、実績評価、能力評価に加えて意欲評価を実施。

警察本部は、実績評価を業績評価という。

※2 警察本部は10月1日から翌年9月30日まで

※3 警察本部は原則非開示

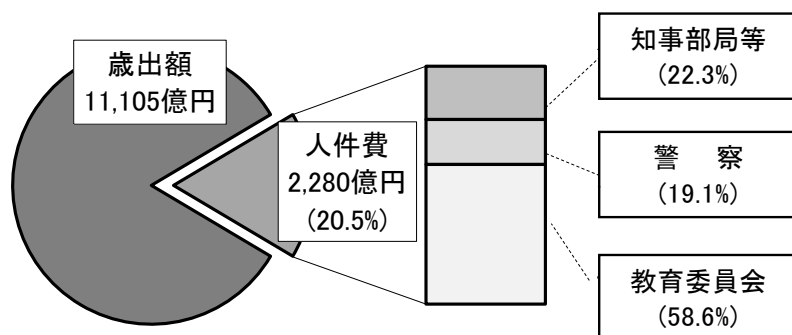
3 職員の給与の状況

(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

(2) 人件費率

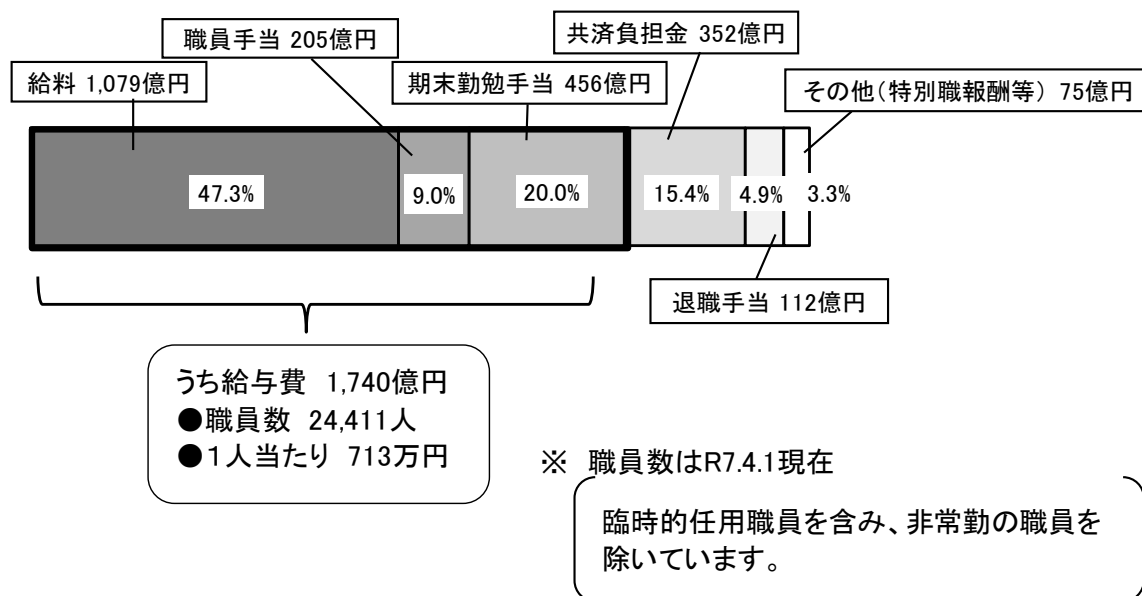
(令和7年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職（知事・議員など）の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 人件費の内訳

(令和7年度普通会計決算)



(4) 初任給

(各年度4月1日現在)

区 分		令和7年度	令和8年度
一 般 行 政 職	大 学 卒	236,554円	236,554円
	高 校 卒	205,790円	205,790円
警 察 職	大 学 卒	275,183円	275,183円
	高 校 卒	243,225円	243,225円
小・中学校教育職	大 学 卒	264,232円	264,232円
	短 大 卒	247,406円	247,406円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	264,232円	264,232円
技 能 労 務 職	高 校 卒	204,098円	204,098円

※1 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

※2 令和7年度は給与改定後の月給です。

(5) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区 分	令和7年度		令和8年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	338,401 円	44.2 歳	346,026 円	44.1 歳
警 察 職	345,274 円	39.8 歳	355,367 円	39.8 歳
小・中学校教育職	374,215 円	42.2 歳	385,225 円	42.3 歳
高 等 学 校 教 育 職	402,154 円	50.2 歳	411,163 円	50.5 歳
技 能 労 務 職	315,518 円	55.5 歳	318,338 円	55.5 歳

※ 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

(6) 学歴や経験年数による平均給料月額

令和7年度

(令和7年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	287,500 円	365,531 円	388,994 円	406,694 円
	高校卒	253,536 円	313,729 円	344,226 円	377,199 円
警察職	大学卒	306,573 円	391,972 円	416,082 円	424,356 円
	高校卒	286,634 円	354,668 円	387,118 円	410,587 円
小・中学校教育職	大学卒	346,488 円	406,007 円	426,423 円	436,005 円
	短大卒	— 円	— 円	411,107 円	430,065 円
高等学校教育職	大学卒	339,004 円	403,979 円	432,174 円	439,377 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

令和8年度

(令和8年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	297,956 円	371,317 円	398,250 円	418,815 円
	高校卒	261,710 円	318,806 円	361,205 円	372,692 円
警察職	大学卒	317,231 円	402,502 円	424,896 円	429,551 円
	高校卒	297,494 円	372,321 円	402,018 円	419,367 円
小・中学校教育職	大学卒	359,766 円	418,486 円	437,822 円	448,380 円
	短大卒	— 円	403,921 円	424,230 円	437,432 円
高等学校教育職	大学卒	354,216 円	419,596 円	443,753 円	453,659 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	384,898 円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がいない区分です。

(7) 手当の種類とその内容（主なもの）

(令和7年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 子 父母等	各 各 各	3,000円 11,500円 6,500円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高		27,000円まで
	通勤手当	・1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額 ・交通用具に係る通勤手当の額(47,600円まで) ・駐車料金等の額の2分の1に相当する額(3,000 円まで) ・新幹線鉄道等に係る通勤手当の額 を合算した額について最高		150,000円まで

勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	区 分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
		令和6年度	4,587,663 千円	186,293 円
		令和7年度	4,686,203 千円	191,971 円
	特殊勤務手当	区 分		全 職 種
		職員全体に占める手当支給職員の割合(令和7年度)		60.6 %
		支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和7年度)		67,352 円
		手当の種類(手当数)		43
		支給額の多い手当	教員特殊業務手当・犯罪捜査手当・教育業務連絡指導手当・夜間特殊業務手当・死体取扱手当	
		支給件数の多い手当	教員特殊業務手当・犯罪捜査手当・教育業務連絡指導手当・交通捜査手当・警ら手当	

※ 特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給する手当です。

期末・勤勉手当	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.250 月分 (0.6875)	1.050 月分 (0.5125)	
	12月期	1.275 月分 (0.7125)	1.075 月分 (0.5375)	
	計	2.525 月分 (1.400)	2.125 月分 (1.050)	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。

※2 ()内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

その他	寒冷地手当	支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高 月額19,800円(11月から3月まで支給)
-----	-------	--

退職 職	支給率	自己都合	定年・勸奨	
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
手 当	加算措置	60歳より前に早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)		
	令和7年度退職者1人当たり平均支給額(支給率区分別)			
		自己都合	定 年	勸 奨
	一般職員	4,243 千円	23,787 千円	21,949 千円
	警察官	4,636 千円	23,489 千円	19,461 千円
	教育公務員	3,235 千円	23,683 千円	22,661 千円

※ 定年延長に伴い、60歳に達した日以降の退職について、当分の間、自己都合退職であっても退職事由を定年退職として算定することから、60歳に達した日以降に退職した職員は「定年」に計上しています。

(8) 一般行政職の級別の構成比

(各年度4月1日現在)

区 分		10級	9 級	8 級	7 級	6 級
代表的な職名		部長 局長	部長 局長	副部長 部参事	部参事 課長	課長 課長補佐
令和 7 年度	職 員 数	1 人	29 人	42 人	210 人	1,090 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.8 %	3.9 %	20.3 %
令和 8 年度	職 員 数	1 人	28 人	40 人	191 人	1,067 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.8 %	3.6 %	19.9 %

区 分		5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名		課長補佐	課長補佐・係長 ・主査・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
令和 7 年度	職 員 数	154 人	1,750 人	782 人	554 人	766 人	5,378 人
	構 成 比	2.9 %	32.5 %	14.6 %	10.3 %	14.2 %	100.0 %
令和 8 年度	職 員 数	170 人	1,715 人	789 人	555 人	798 人	5,354 人
	構 成 比	3.2 %	32.0 %	14.7 %	10.4 %	14.9 %	100.0 %

※ 本表の職員数は、総務省の地方公務員給与実態調査の14表に該当する職員の数です。
(暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。)

(9) 主な特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区 分		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 月額	令和 7 年度	1,300,000円	1,018,000円	1,008,000円	882,000円	807,000円
	令和 8 年度	1,326,000円	1,038,000円	1,028,000円	900,000円	823,000円
期末手当 支給割合	令和 7 年度	6月期 1.725月分 12月期 1.775月分 計 3.5月分				
	令和 8 年度	6月期 1.750月分 12月期 1.750月分 計 3.5月分				

※ 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況
		開始時刻	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

※ 県立学校の教育職員（昼間に授業を行う学校（課程））
勤務時間：8:30～17:00、休憩時間：12:45～13:30

※ 県立学校の教育職員（夜間に授業を行う学校（課程））
勤務時間：13:15～21:45、休憩時間：16:45～17:30

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され（途中採用者を除く。）、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数 a	総取得日数 b	全対象職員数 c	平均取得日数 b/c	消化率 b/a
604,479日	228,636日	17,043人	13日	37.8%

（※市町村立学校教職員を除く。）

(3) 特別休暇等の導入状況

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備 考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
結婚休暇	特別休暇	有給	8日（分割する場合は6日）	
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間（2週間延長可、多胎妊娠14週間）、産後8週間	
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分	
出生サポート休暇	特別休暇	有給	6日以内（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は12日以内）	
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間	
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内	
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内	
家族看護・子育て	特別休暇	有給	8日以内（中学校卒業前の子が2人以上の場合は12日）	
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日	
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）	
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内	
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内	

種 類 (休暇等の名称)	区 分	有給/無給	付与日数	備 考
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
所轄庁の事務又は事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間 (14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内 (県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について4時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等における献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
介護時間		無給	3年の範囲内で、1日について2時間以内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

(4) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	取得者数合計
男 性	6
女 性	20
合 計	26

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

(単位：人)

	取得者 数合計	育児休業承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超
男 性	350	300	44	6	0	0	0
女 性	397	17	104	94	80	28	74
合 計	747	317	148	100	80	28	74

※ 令和7年度に新たに育児休業を取得した職員

② 部分休業

(単位：人)

	取得者数 (R7.4～9)	取得者数 (R7.10～R8.3)		
		合 計	第1号	第2号
男 性	28	19	17	2
女 性	262	346	342	4
合 計	290	365	359	6

※ 令和7年度に新たに部分休業を取得した職員

※ 令和7年10月1日より、1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと（第1号）に加え、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと（第2号）のいずれかを選択して取得可能となった。

(2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年（大学等課程の履修の場合は原則2年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	自己啓発等休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	0	0	0	0
女 性	2	0	1	1
合 計	2	0	1	1

※令和7年度に新たに休業を取得した職員

(3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。

令和7年度に新たに休業を取得した職員：なし

(4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	配偶者同行休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	0	0	0	0
女 性	1	1	0	0
合 計	1	1	0	0

※令和7年度に新たに休業を取得した職員

(5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	大学院修学部分休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男 性	0	0	0	0
女 性	1	0	1	0
合 計	1	0	1	0

※令和7年度に新たに休業を取得した職員

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

① 分限処分者数

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	464	0	464
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	464	0	464

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

② 休職状態にある者の数

(単位：人)

処分事由	新規・更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	203	11	214
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0
条例で定める事由の場合	0	0	0
合 計	203	11	214

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	7	4	6	7	24	10
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	1	0	1	22
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	12
合 計	7	4	7	7	25	44

※訓戒・・・懲戒処分にはあたらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。
訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	1
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	1
一般服務違反等関係						
守秘義務違反	0	1	1	0	2	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	0
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	0
セクシュアル・ハラスメント	0	1	1	0	2	4
パワー・ハラスメント	0	0	0	1	1	3
教職員による児童生徒に対する非違行為	0	0	4	0	4	0
通常業務処理不適正	0	0	0	2	2	15
公金官物処理不適正	0	0	0	1	1	2
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	2	6	4	12	24
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	1
金銭・異性関係等の非行	2	2	0	0	4	3
その他	0	0	0	0	0	2
小計	2	2	0	0	4	6
収賄等関係						
収賄	0	0	0	0	0	0
横領	3	0	0	0	3	0
その他	1	0	0	0	1	0
小計	4	0	0	0	4	0
交通事故・交通法規違反						
職務遂行中	0	0	0	0	0	5
職務行為中以外	1	0	1	0	2	7
小計	1	0	1	0	2	12
うち飲酒運転	1	0	0	0	1	0
本人の行為(上記合計)	7	4	7	4	22	43
監督責任	0	0	0	3	3	1
合 計	7	4	7	7	25	44

(3) 職員の刑事処分の状況

◎ 刑事事件処分者数

(単位：人)

事件の種類	拘禁	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合						
職務遂行中	0	0	0	1	0	1
職務遂行中以外	0	0	0	7	0	7
小計	0	0	0	8	0	8
その他	0	0	0	5	0	5
合 計	0	0	0	13	0	13

7 職員の服務の状況

◎ 服務規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への 周知方法	備 考
綱紀保持・服 務規律の確保	「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	「職員の綱紀の保持及び服務規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
規律の保持及 び各種事故防 止	通知により、規律の保持及び各種事故防止の徹底を指示	幹部による 指示及び 文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実施	業務の能率的運営と規律保持を目的として、業務・服務全般について監察を実施	—	(警察本部のみ。)

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職に係る規制

平成 28 年 4 月 1 日施行の改正地方公務員法において、再就職規制に関する規定が新たに定められました。県では、改正地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する条例」や「新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱」により、職員の退職管理の適正化を図っています。主な内容は以下のとおりです。

① 再就職者による働きかけの禁止

退職後に再就職した再就職者に対し、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後 2 年間、現役職員に対する働きかけを禁止

② 再就職の自粛等

ア 退職後 2 年間、民間企業（出資法人除く）の役員就任を自粛（全職員）

イ 退職後 2 年間、民間企業（出資法人除く）への再就職を自粛（課長級以上の職員であった者。ただし、事前に総務部長の承認を受けた場合を除く。）

ウ 電力会社への再就職を自粛（原子力安全行政所管部署の管理職経験のある職員）

③ 再就職情報の届出等

ア 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、退職後に再就職した場合、退職後 2 年間、退職時の任命権者に対し、再就職情報を届出

イ 退職後に再就職を予定している職員は、在職中に誓約書を提出

④ 働きかけ規制違反の監視

- ・ 現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合、人事委員会に届け出ることを義務づけ
- ・ 任命権者は、働きかけ規制違反の疑いを把握した場合、違反行為について調査を実施し、調査結果について人事委員会に報告

⑤ 再就職状況の公表

再就職の透明性確保のため、退職者の再就職状況を公表

※ ②、③イ、⑤については、教職員及び警察本部の職員を除く。

(2) 再就職者の状況

令和7年度末退職者の再就職状況（R8.4.1現在）は以下のとおりです。

（単位：人）

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合 計
県以外の団体等への再就職者数	31	200	1	12	17	261
県出資法人	5	12	0	0	0	17
公益団体等	20	147	1	5	3	176
民間企業等	6	41	0	7	14	68
県への任用	8	8	1	29	9	55
暫定再任用職員	0	0	0	0	0	0
再雇用会計年度任用職員	2	2	0	0	7	11
定年前再任用短時間勤務職員	6	5	1	29	2	44
合 計	39	208	2	41	26	316

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系（知事部局）



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に実施しています。

(2) 研修の種類と受講者の状況（主なもの）

① 知事部局（議会事務局及び行政委員会事務局を含む。）

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	部下の指導・育成や目標達成に向け、監督職に必要なマネジメントスキルやリーダーシップ能力の向上を図る。	127人
データの基礎と情報分析 【能力開発研修】	データの有効活用に関する基礎的知識を習得するとともに、情報の分析能力の向上を図る。	11人
経営分析 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点から理解・判断できる能力の向上を図る。	8人
民間企業等派遣研修 【派遣研修】	県内外の民間企業等における実務経験を通じて、行政課題に対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	4人

② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
認定看護管理者研修	看護管理に携わる職員として質の高い組織的看護サービスを提供するためマネジメントに必要な知識、姿勢を養い、看護管理者の資質と水準の維持向上を図るため日本看護協会等の認定看護管理者研修へ派遣し受講する。	16人

③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
企業局新任者研修	業務概要の説明	17人
基礎技術派遣研修	電気・工業用水道等に関する専門知識を高めるもの	20人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるもの	10人
資格取得支援	電気主任技術者等の資格取得支援	13人

④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるとともに、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を図る。	483人
中堅教諭等資質向上研修	個々の能力や適性等に応じ、教員としての専門性の向上を図るとともに、校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課題の理解と学校運営に参画する資質・能力及び教科指導における授業力の向上を図る。また、いじめ・不登校への対応などを含めた生徒理解・生徒指導についての専門的知識と技能を身に付ける。	337人
小・中・高・特別支援学校 新任校長、幼稚園新任 園長研修	特色ある学校づくりを進めるため、学校経営における組織マネジメントの考え方や、危機管理の在り方について理解を深め、校園長としての資質能力の向上を図る。	94人

⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務執行に必要な基礎知識及び技能を習得する。	181人
県昇任時教養	昇任(予定)者の職務執行に必要な知識及び技能を習得する。	26人
部門別任用科	特定の部門に必要な専門知識及び技能を習得する。	108人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を習得する。	517人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の実施状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。
(知事部局)

区分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	がん検診	婦人検診、大腸がん、肺がん
	人間ドック	希望制人間ドック
	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査、特定保健指導
	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
	福祉事業	貸付事業
共済制度	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等

(2) 公務災害等の状況

(単位：件)

区分	6年度末 未認定件数	7年度中 申請件数	7年度中認定状況				7年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	111	336	398	0	1	399	48
通勤災害	7	20	23	0	1	24	3
合計	118	356	421	0	2	423	51